

八王子市立第一小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立第一小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

〇令和7年度の重点項目

学校いじめ対策委員会を中心とした校内体制を確立し、週に1回（木曜日）のいじめ対策委員会を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行う。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 〇昨年度のアンケートの結果等からも子どもたちの「いじめとは何か」ということへの理解の差が見られた。トラブルなのか、いじめなのかを学年やクラスごとに、子どもたちの実態に合わせて分かりやすい言葉で指導していく必要がある。
- 〇アンケートに対する必要性をあまり感じていない児童が年々増えてきてしまっている。自分や友達をいじめから守るための大切なアンケートであることの指導を徹底していく。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週 木曜日 14時50分から
- 〇構成員 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、養護教諭、SC、特別支援専門員、学年・専科主任
※その後全体への集約→生活指導夕会（16時30分）
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- いじめの発見（認知）
- 報告（憶測を入れない、事実のみ）
- 事実確認と情報収集及び関係保護者への連絡
- 問題状況の把握と指導・支援のための校内体制の策定
- 関係諸機関との連携

※いじめ防止基本方針 参照

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
〇「いじめ」の定義の確実な理解
- 8月28日 「重大事態の理解と対応」（事例研修1）
〇いじめを生まない環境づくり
- 1月 8日 「いじめへの組織的な対応」（事例研修2）
〇いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

いじめ問題を未然に防いだり、適切かつ解決したりするためには、子どもたち自身が自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要。全ての教育活動を通じて子ども一人ひとりに対して自らがいじめについて考え、自ら行動し、いじめ問題に対応できる力を意図的・計画的に身に付けさせることができるようにする。

SOS の出し方に関する授業

児童がさまざまな困難やストレスから悩みを抱えた時に身近な大人に相談したり、助けを求めたりすることができるように SOS の出し方に関する教育を計画的に行う。

◎各学年の年間計画に位置付け、学期ごとに「SOS の出し方に関する教育」を計画・実施

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 6月19日の全校朝会の時間を使い、「いのちの大切さを共に考える日」の取組を実施する。
- 全校朝会で校長講話を実施し児童の意識向上を図る。
 - 全学級にて「生命の尊さ」についての道徳授業を行う。（6月14日）
 - 「学校・学年・学級だより」で校内の取り組みを周知し、家庭でも話し合いの機会を設けてもらう。

児童の自己肯定感を高める取組

4月から6年生が「1年生のお手伝い」をスタートしている。今年度は、朝のお手伝いの他給食の片付けのお手伝いなど、継続的に1年生との関わりがもてるように取り組んでいる。

その他、たてわり班活動も5月からスタートし、学年をこえて定期的に活動を行い、自己の力の再発見の場としている。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- 保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- 子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- 学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- 学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- 道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- 学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- 学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- 事案に応じて児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- 児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。